

金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー  
コーディネーターに関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢大学（以下「本学」という。）先端科学・社会共創推進機構におけるベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの事業活動の推進を図るために、本学に金沢大学先端科学・社会共創推進機構ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーコーディネーター（以下「VBLコーディネーター」という。）を置き、その取扱いについて必要な事項を定める。

(活動)

第2条 VBLコーディネーターは、次に掲げる活動を行う。

- (1) ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの事業実施に係る活動
- (2) 本学の戦略に基づく起業支援活動全般に係る助言

(任期)

第3条 VBLコーディネーターの任期は、就任日の属する年度の年度末までとする。ただし、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー長（以下「VBL長」という。）は、特に必要と認められる場合、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー定例会（以下「定例会」という。）の議を経て任期を更新することができる。

(選考)

第4条 VBLコーディネーターは、ベンチャービジネスに関し幅広い知識と実績を有する者から、定例会の議を経て、VBL長が委嘱する。

(謝金等)

第5条 VBLコーディネーターは、VBL長が特に必要と認めた場合に限り、別に定める謝金及び旅費の支給を受けることができる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、VBLコーディネーターに関し必要な事項は、VBL長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。